# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月22日提出

【計算期間】 第54期(自 2024年7月23日至 2025年7月22日)

【ファンド名】 公社債投信7月号

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 積木 利浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信/国内/債券に属し、主としてわが国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海外	   不動産投信 
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産と
	ともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
	国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
	債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般   大型株   中小型株	年2回	日本	
13 = 1/1	年4回	北米	
债券 一般 公債	年6回(隔月)	欧州	
社債 その他債券	年12回(毎月)	アジア	ファミリーファンド
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ( )	中南米	
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		アフリカ	
		中近東 ( 中東 )	
資産複合 ( ) 資産配分固定型		エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ
資産配分変更型 			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分の定義

その他資産	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
(投資信託証券	
(債券 一般))	
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるも
	のをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の
	資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・
	ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
	をいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

## b.ファンドの特色

当ファンドは、公社債A号マザーファンドへの投資を通じてまたは直接わが国の公社債に 投資することにより、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などの公社債で運用します。余裕金はコール・ローンなどで運用します。

組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動 リスクの低減を図ります。

### 財刑貯蓄制度の取り扱い

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて行われる貯蓄です。この法律は、勤労者の計画的な財産 形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的 としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄(一般財形)、勤労者財産形成住宅貯蓄(住宅財形)、勤労者財産形成年金貯蓄(年金財形)の制度が設けられています。

財形貯蓄制度を利用できるのは、販売会社と「動労者財産形成貯蓄約款」または「動労者財産形成年金貯蓄約款」あるいは「動労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがって契約を結んだ方です。ただし、当該投資者が勤務する勤務先の会社(事業主)が当ファンドを財形貯蓄制度商品として導入している場合に限ります。

買い付けは、原則として事業主を通じて給与などからの天引きにより行います。

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄をご利用の場合、両方合わせて、550万円以内の元本から生じる収益分配金などが非課税扱いとなります。

ただし、両財形とも目的(年金や住宅)以外の払い出しを行う場合、遡及課税が行われます。

詳しくは、販売会社または事業主にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などは、上記の内容が変更される場合があります。

# 分配方針

原則として、年1回(毎年7月19日。19日および20日のいずれかが休業日の場合は、19日 以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日。)の決算時に、収益の分 配を行います。



分配金は期中の運用成果によって決定されます。原則として、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を分配します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行いません。

決算日の「分配前」基準価額	収益分配
1万円を上回っている場合	原則、1万円超過分を全額分配
1万円を下回っている場合	分配を行いません

## (2)【ファンドの沿革】

1971年7月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2001年3月5日 予想分配型商品から実績分配型商品への移行および新たな投資

対象として「公社債A号マザーファンド」を加える旨の約款変

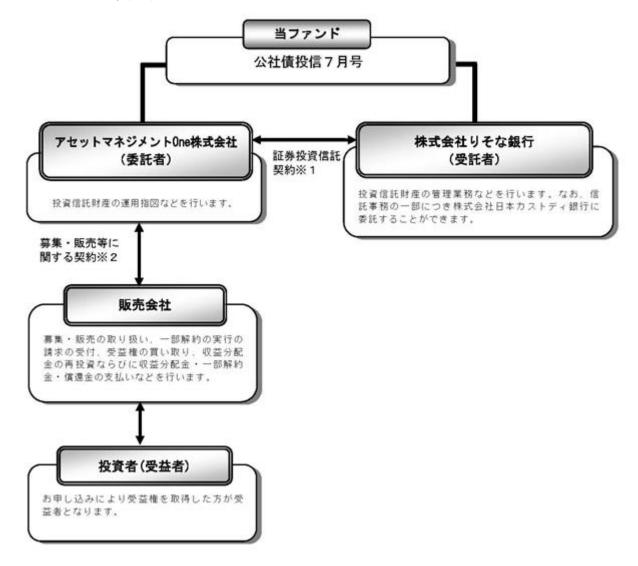
更の届出

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

## (3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



#### 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

### 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売 会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を 規定しています。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド (当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資すること により、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンド(当ファンド)でわが国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

## b . 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 資本金の額

20億円 (2025年7月31日現在)

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ
	リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社
	と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
	とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA
	Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式
	会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部
	門)が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2025年7月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% 2

- 1:A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a . 基本方針

当ファンドは、公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

#### b. 運用の方法

#### (イ)主要投資対象

公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

#### (口)投資態度

公社債A号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

### マザーファンドの運用方針

#### 公社債A号マザーファンド

## 1.基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

### 2. 運用方法

## (1)投資対象

本邦通貨建ての公社債を投資対象とします。

## (2)投資態度

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を 目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用 力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

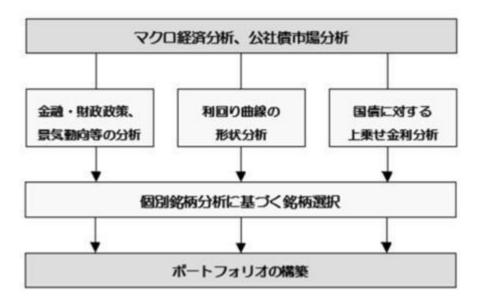
また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

#### (3)投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 運用プロセス

公社債A号マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の公社債への投資を行います。



- 1. 当ファンドにおける運用は、マクロ経済分析、公社債市場分析、個別企業の信用リスク分析などを基に行われます。
- 2.各種の分析を元にポートフォリオの残存期間、債券種別構成、投資銘柄の分散度合いをそれぞれ 決定します。
- 3.以上のプロセスにより、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

運用プロセスは2025年7月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## (2)【投資対象】

a . 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された公社債A号マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。なお、委託者は、投資信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行うよう、その指図を行うことができます。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 4.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予 約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明 確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがあ る新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)に限り ます。)
- 5.コマーシャル・ペーパー
- 6 . 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 8.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### b . 先物

- (イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする邦貨建て公社債の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引、外国国債証券とみなされる標準物にかかる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範 囲内とします。
  - 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財 産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を

加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

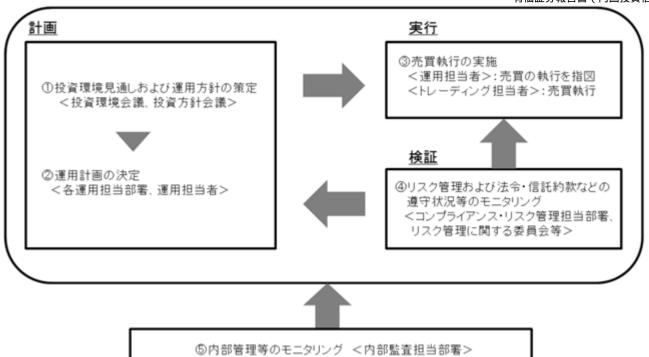
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
  - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
  - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### c . スワップ

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

### (3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



#### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

## 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数5~15人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4)【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として7月19日(19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日)の決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を分配します。
- b.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、 受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」をご利用の受益者の分配金は、課税対象者に かかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

#### (5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a . 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は行いません。
- b.投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する本邦通貨表示の公社債については、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。 ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

- c . 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記 (ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ)公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産 で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ハ)上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (二)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

- d . 公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- e. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (口)資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
  - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
  - 3.借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (八)借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- f. 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ)上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様 とします。
- g. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

h.信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割りこむことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

## a . 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が 上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### b.信用リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### c.流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## d.他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド(ベビーファンド)において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

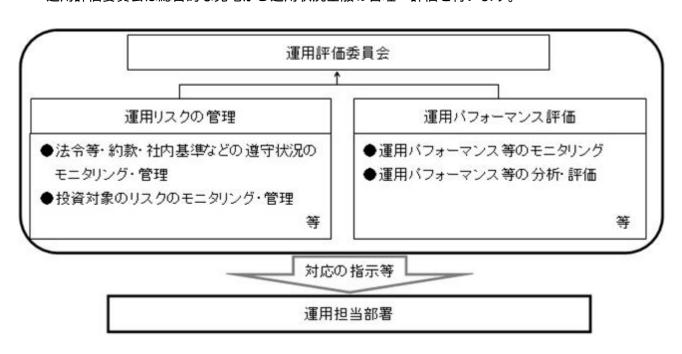
- e . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
  - (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
  - (ロ) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- (ハ)有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (二)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ホ)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資 信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定 運用に切り替えることがあります。
- (へ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入 有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場 合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

## (2)リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた換金時手数料が差し引かれます。

購入時期	換金時手数料	
2001年3月21日以前	1万口につき110円(税抜100円)	換金の事務手続きなどの対価
2001年4月20日以降	1万口につき27.5円(税抜25円)以内の	として販売会社にお支払いい
	額	ただきます。

換金時手数料は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

## (3)【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年換算収益率 1 に応じた以下に定める率を乗じて得た額とします。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

年換算収益率	信託報酬(対純資産総額・年率)
0.287%以上 2	1.1798%(上限値)
0.20%以上0.287%未満	0.12302%
0.10%以上0.20%未満	0.06111%
0.10%未満	0.01008%以内

- 1: 当該計算日までの3ヵ月間の基準価額(分配金を含みます。)の年換算収益率
- 2:年換算収益率が0.287%以上の場合、信託報酬(年率)は次の式で計算されます。

信託報酬(年率)=年換算収益率(%)×0.123810+0.00251190(ただし、信託報酬(年率)の上限は1.1798%)

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき投資信託 財産から支払われます。

#### <信託報酬の配分>

年換算 収益率	0.287%以上		0.20%以上 0.287%未 満	0.10%以上	0.10% 未満	
信託報酬 (対純資産 総額・年 率)	1.1798% (上限 値)	1.1798%未満	0.12302%	0.06111%	0.00100%	
委託者	0.36501%		0.03167%	0.01167%	0.00008%	委託した資金の運用、 基準価額の算出などの 対価
販売会社	0.76479%	左記と同比率 に なるよう案分	0.06635%	0.02444%	0.00017%	購入後の情報提供、運 用報告書など各種書類 の送付、分配金・償還 金・換金代金支払など の事務手続きなどの対 価
受託者	0.05000%	0.05000%	0.02500%	0.02500%	0.00075%	運用財産の管理、委託 者からの指図の実行な どの対価

販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に 相当する金額を含みます。

2025年7月31日時点の信託報酬率は、年率0.12302%となっています。

#### (4)【その他の手数料等】

a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のと き、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

- b.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- c.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに 応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「公社債投資信託」として取扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税上の取扱い

#### 収益分配時

収益分配金については、利子所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。

## 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

#### 損益通算について

一部解約時および償還時に生じた差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優制度)について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 財形貯蓄制度について

事業所に雇用されている55歳未満の勤労者は勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)および 勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)を利用できます。この場合、両方合わせて一人当た リ元本550万円までは、所得税(復興特別所得税を含みます。)および地方税はかかりません が、住宅の取得等もしくは年金の受取り以外の目的で換金される場合、遡及課税が行われま す。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税上の取扱い

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。徴収された源泉税は法人税額から控除されます。

上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <個別元本について>

追加型公社債投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行 うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元 本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取 得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同 一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

### 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		2,940,159,447	99.42
	内 日本	2,940,159,447	99.42
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		17,247,177	0.58
純資産総額		2,957,406,624	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

#### (参考)

公社債A号マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		8,095,015,929	31.56
	内 日本	8,095,015,929	31.56
地方債証券		3,110,586,293	12.13
	内 日本	3,110,586,293	12.13
特殊債券		497,573,296	1.94
	内 日本	497,573,296	1.94
社債券		1,989,452,061	7.76
	内 日本	1,989,452,061	7.76
その他有価証券		6,995,814,136	27.28
	内 日本	6,995,814,136	27.28
コール・ローン、その他の資	コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		19.34
純資産総額		25,649,018,296	100.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	公社債A号マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,823,004,750	1.0413 2,939,877,146	1.0415 2,940,159,447	-	99.42

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.42
合計	99.42

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## (参考) 公社債 A 号マザーファンド

## 2025年7月31日現在

						2025年7月3	<u>л ц жт</u>
加工	A41.5			簿価単価	評価単価	利率	投資
順	銘柄名	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
位	発行体の国/地域	,		(円)	(円)	償還日	(%)
		   国債証		99.96	99.96	RALH	( /0 /
1			2,000,000,000			2025/0/4	7.79
	日本			1,999,284,709	1,999,284,709	2025/9/1	
2	1263回 国庫短期証券	国債証	1,500,000,000	99.93	99.93	-	5.84
	日本	券	, ,	1,498,988,543	1,498,988,543	2025/10/20	
3	1270回 国庫短期証券	国債証	1,500,000,000	99.85	99.85	-	5.84
3	日本	券	1,300,000,000	1,497,837,329	1,497,837,329	2025/11/20	3.04
	27年度7回 福岡県公募	±₩ <i>→</i> /≢		00.04	00.04	0.404	
4	公債	地方債	1,100,000,000	99.91	99.91	0.464	4.29
	日本	証券		1,099,087,260	1,099,087,260	2025/12/25	
	伊藤忠商事 CP 202	その他		, , ,	, , , ,		
5	50806	有価証	1,000,000,000	-	-	-	3.90
	日本	券	1,000,000,000	999,915,526	999,915,526	2025/8/6	0.00
		   国債証				2020/0/0	
6	1305回 国庫短期証券		1,000,000,000	99.98	99.98	-	3.90
	日本	券		999,869,280	999,869,280	2025/8/12	
7	1257回 国庫短期証券	国債証	1,000,000,000	99.97	99.97	-	3.90
	日本	券	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	999,717,104	999,717,104	2025/9/22	
	三菱UFJ証券HD C	その他		_	_	_	
8	P 20250820	有価証	1,000,000,000	_	_		3.90
	日本	券		999,682,454	999,682,454	2025/8/20	
	小松製作所 CP 202	その他					
9	50829	有価証	1,000,000,000	-	-	-	3.90
	日本	券		999,528,056	999,528,056	2025/8/29	
	アステラス製薬 CP 2	その他		, ,	, ,		
10	0250829	有価証	1,000,000,000	-	-	-	3.90
10	日本	-	1,000,000,000	999,523,929	999,523,929	2025/8/29	0.50
		その他		333,023,323	333,323,323	2023/0/23	
	ホンダファイナンス C		4 000 000 000	-	-	-	0.00
11		有価証	1,000,000,000			0005/0/40	3.90
	日本	券		999,360,783	999,360,783	2025/9/12	
	東銀リース CP 202	その他		_	_	_	
12	5 0 9 2 9	有価証	1,000,000,000				3.89
	日本	券		998,933,223	998,933,223	2025/9/29	
	三井住友トラスト パナソ	その他					
13	ニックファイナンス C	有価証	1,000,000,000	-	-	-	3.89
13	P 20251009		1,000,000,000				3.09
	日本	券		998,870,165	998,870,165	2025/10/9	
	27年度2回 堺市公募公	ار ا در ار ا				0.15:	
14	   債	地方債	800,000,000	99.93	99.93	0.484	3.12
	日本	証券	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	799,477,169	799,477,169	2025/12/17	
		国債証		99.95	99.95	_	
15	日本	) 一 券	600,000,000	599,709,924	599,709,924	2025/9/8	2.34
	1316回 国庫短期証券					20201310	
16		国債証	500,000,000	99.92	99.92	2025/40/0	1.95
	日本	券		499,609,040	499,609,040	2025/10/6	
	88回 中日本高速道路債	<b>.</b>		99.54	99.54	0.05	
17	券 	社債券	500,000,000				1.94
	日本			497,718,040	497,718,040	2026/5/8	

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国<u>投資信</u>託受益証券)

					有価	証券報告書(内	国投資信
18	329回 北海道電力社債	<b>沖</b> / 基光	496,000,000	99.95	99.95	0.665	1.93
18	日本	社債券	496,000,000	495,761,080	495,761,080	2026/1/23	1.93
40	751回 東京都公募公債	地方債	450,000,000	99.88	99.88	0.37	4 75
19	日本	証券	450,000,000	449,483,820	449,483,820	2025/12/19	1.75
20	い第851号 利付商工債	特殊債	400,000,000	99.52	99.52	0.09	4 55
20	日本	券	400,000,000	398,101,224	398,101,224	2026/4/27	1.55
	6 1 回 川崎市公募公債	地方債		99.53	00 53	0.01	
21	5年	· 证为慎 · 証券	380,000,000	99.55	99.53	0.01	1.47
	日本	此为		378,226,376	378,226,376	2026/4/30	
	5 4 回 横浜市公募公債	地方債 地方債		99.79	99.79	0.02	
22	5年	証券	300,000,000	99.79	33.13	0.02	1.17
	日本	皿刀		299,377,750	299,377,750	2025/11/25	
	7 9 回 東日本高速道路社			99.45	99.45	0.05	
23	債	社債券	300,000,000	33.43	33.40	0.00	1.16
	日本			298,362,120	298,362,120	2026/6/19	
24	22回 三菱瓦斯化学社債	社債券	200,000,000	99.95	99.95	0.17	0.78
27	日本	江頂刀	200,000,000	199,909,992	199,909,992	2025/9/3	0.70
	6回 サントリーホール			99.58	99.58	0.22	
25	ディングス社債	社債券	200,000,000	33.30	33.30	0.22	0.78
	日本			199,179,729	199,179,729	2026/6/2	
	19回 キリンホールディ			99.45	99.45	0.09	
26	ングス社債	社債券	200,000,000	00.10	00.10	0.00	0.78
	日本			198,903,565	198,903,565	2026/6/3	
	29回 京阪ホールディン			99.61	99.61	0.34	
27	グス社債	社債券	100,000,000				0.39
	日本			99,617,535	99,617,535	2026/6/16	
28	い第852号 利付商工債	特殊債	100,000,000	99.47	99.47	0.09	0.39
	日本	券	100,000,000	99,472,072	99,472,072	2026/5/27	0.00
	27年度1回 新潟市公募	地方債		99.92	99.92	0.464	
29	公債 10年	証券	85,000,000				0.33
	日本	HTT /J		84,933,918	84,933,918	2025/12/24	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	31.56
地方債証券	12.13
特殊債券	1.94
社債券	7.76
その他有価証券	27.28
合計	80.66

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

公社債A号マザーファンド 該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

公社債A号マザーファンド 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1 口当たりの	1 口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第45計算期間末	0.044	0.040	4 0000	4 0000
(2016年 7月19日)	3,841	3,843	1.0000	1.0006
第46計算期間末	2 574	2 572	1 0000	1 0004
(2017年 7月19日)	3,571	3,573	1.0000	1.0004
第47計算期間末	2 520	3,539	1 0000	1.0002
(2018年 7月19日)	3,538	3,339	1.0000	1.0002
第48計算期間末	3,411	3,412	1.0000	1.0003
(2019年 7月22日)	3,411	3,412	1.0000	1.0003
第49計算期間末	3,384	3,386	1.0000	1.0004
(2020年7月20日)	3,304	3,300	1.0000	1.0004
第50計算期間末	3,213	3,213	1.0000	1.0002
(2021年7月19日)	3,213	3,213	1.0000	1.0002
第51計算期間末	3,074	3,074	1.0000	1.0001
(2022年7月19日)	3,074	3,074	1.0000	1.0001
第52計算期間末	2,973	2,974	1.0000	1.0004
(2023年7月19日)	2,070	2,071	1.0000	1.0001
第53計算期間末	2,845	2,846	1.0000	1.0005
(2024年7月22日)	2,010	2,010	1.0000	1.0000
第54計算期間末	2,748	2,754	1.0000	1.0024
(2025年7月22日)	2,710	2,101	1.0000	1.0021
2024年7月末日	3,081	-	1.0000	-
8月末日	3,066	-	1.0002	-
9月末日	3,051	-	1.0003	-
10月末日	3,030	-	1.0004	-
11月末日	3,007	-	1.0006	-
12月末日	2,980	-	1.0008	-
2025年1月末日	2,952	-	1.0010	-
2月末日	2,925	-	1.0012	-
3月末日	2,865	-	1.0014	-
4月末日	2,814	-	1.0017	-
5月末日	2,793	-	1.0019	-
6月末日	2,773	-	1.0021	-
7月末日	2,957	-	1.0000	-

## 【分配の推移】

	1 口当たりの分配金(円)
第45計算期間	0.000552
第46計算期間	0.000370
第47計算期間	0.000180
第48計算期間	0.000275
第49計算期間	0.000372
第50計算期間	0.000179
第51計算期間	0.000083
第52計算期間	0.000371
第53計算期間	0.000542
第54計算期間	0.002395

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第45計算期間	0.06
第46計算期間	0.04
第47計算期間	0.02
第48計算期間	0.03
第49計算期間	0.04
第50計算期間	0.02
第51計算期間	0.01
第52計算期間	0.04
第53計算期間	0.05
第54計算期間	0.24

<sup>(</sup>注)収益率は期間騰落率です。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第45計算期間	388,242,764	777,152,305
第46計算期間	421,568,538	690,877,342
第47計算期間	379,577,230	412,635,103
第48計算期間	351,509,175	479,265,179
第49計算期間	382,606,174	408,817,310
第50計算期間	191,387,543	363,225,964
第51計算期間	182,678,563	321,240,451
第52計算期間	219,404,785	320,357,970
第53計算期間	224,642,247	352,964,943
第54計算期間	244,169,737	341,365,558

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」について、販売会社ごとに定める申込単位で、追加信託を行う日の前日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で自動継続投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に、また「財形貯蓄制度」での取得申込者は、勤労者財産形成貯蓄約款または勤労者財産形成年金貯蓄約款あるいは勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、販売会社が定める時間までとします。

## 2【換金(解約)手続等】

- a.一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、申込受付時間は、原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、振替機関等の口座において当該口数の減少または記載が行われます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から以下に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除されます。

- 1. 受益者が2001年3月21日以前に取得した受益権の一部解約を行う場合
- ......1万口につき110円(税抜100円)
- 2 . 受益者が2001年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行う場合
- ...... 1 万口につき27.5円(税抜25円)以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額
  - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (https://www.am-one.co.jp/) に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額 および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (二)一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- (ホ)委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行 の請求の受付を中止することができます。
- (へ)上記(ホ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実 行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価 額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ハ)の規定に準じて計算さ れた価額とします。

## b. 受益権の買い取り

(イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、その受益権を買い取ります。

なお、申込受付時間は原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

- (ロ)受益者は、受益権の買い取りの請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (八)受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取り に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および上記 a . (八)に規定す る手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額を控除した価額とします。 なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、買取価額は毎営業日に算出されますので、 販売会社にお問い合わせください。
- (二)買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に 支払います。
- (ホ)販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買い取りを中止することができます。
- (へ)上記(ホ)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記(ハ)の規定に準じて計算された価額とします。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

# アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド	計算日の基準価額
受益証券	
	計算日における以下のいずれかの価額
	・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
公社債等	・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除
	きます。)
	・価格情報会社の提供する価額

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年7月20日から翌年7月19日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

### (5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第38条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (ロ)委託者は、監督官庁からこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (八)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第42条の2第4項に該当する場合を除き、 当該委託者と受託者との間において存続します。

(二)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解 任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場 合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## b . 投資信託約款の変更

(イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (口)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)の規定にしたがいます。
- c . 異議申し立ておよび受益権の買取請求
- (イ)投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- (ロ)受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに約款第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。
- (八)委託者は、受託者が上記(イ)の請求を受け付けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支払うものとします。
- (二)受益者は、上記(イ)の請求をするときは、受益権をもって行うものとします。
- (ホ)受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、上記 (イ)による請求の受付を中止することができます。当該請求の受付が中止された場合には、 受益者は請求の受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者が その請求を撤回しない場合には、買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の 計算日に上記(イ)に基づく請求を受け付けたものとして上記(ロ)に準じて計算された価額 とします。
- (へ)上記(イ)の買取請求に関する手続きについては、上記「a.信託の終了」または「b.投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### d . 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売 会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「e.公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## e . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

f . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- g . 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と 再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類 に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- h . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3.委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (八)上記(イ)および(口)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
  - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
  - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要 な行為にかかる業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i.関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間 は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示の ないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

## 4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ついては原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)か ら起算して5営業日までにお支払いを開始します。

## c . 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。受益 証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所 要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### d.帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期計算期間(2024年7月23日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

## 【公社債投信7月号】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第53期 2024年7月22日現在	第54期 2025年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,528,132	25,215,676
親投資信託受益証券	2,842,533,314	2,734,967,146
未収入金	2,110,000	-
流動資産合計	2,848,171,446	2,760,182,822
資産合計	2,848,171,446	2,760,182,822
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,542,110	6,581,521
未払解約金	1,302,028	2,481,339
未払受託者報酬	49,696	750,046
未払委託者報酬	47,005	2,337,199
その他未払費用	7,253	6,942
流動負債合計	2,948,092	12,157,047
負債合計	2,948,092	12,157,047
純資産の部		
元本等		
元本	2,845,221,450	2,748,025,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,904	146
元本等合計	2,845,223,354	2,748,025,775
純資産合計	2,845,223,354	2,748,025,775
負債純資産合計	2,848,171,446	2,760,182,822

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第53期 自 2023年7月20日 至 2024年7月22日	第54期 自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
営業収益		
受取利息	811	60,706
有価証券売買等損益	1,715,293	10,003,832
営業収益合計	1,716,104	10,064,538
営業費用		
支払利息	541	-
受託者報酬	49,696	750,046
委託者報酬	47,005	2,337,199
その他費用	7,253	6,942
営業費用合計	104,495	3,094,187
営業利益又は営業損失( )	1,611,609	6,970,351
経常利益又は経常損失()	1,611,609	6,970,351
当期純利益又は当期純損失( )	1,611,609	6,970,351
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	2,679	1,904
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,274	390,588
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	70,274	390,588
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	1,542,110	6,581,521
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,904	146

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第54期 自 2024年7月23日	
	至 2025年7月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年7月19日を計算期間の末日としております が、該当日の翌日及び該当日が休業日のため、信託約款の規定により、前 計算期間末日を2024年7月22日、当計算期間末日を2025年7月22日としてお ります。	

## (貸借対照表に関する注記)

_	(21					
項目		第53期	第54期			
		2024年7月22日現在	2025年7月22日現在			
1.	期首元本額	2,973,544,146円	2,845,221,450円			
	期中追加設定元本額	224,642,247円	244,169,737円			
	期中一部解約元本額	352,964,943円	341,365,558円			
2.	受益権の総数	2,845,221,450□	2,748,025,629□			

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

***************************************					
		第53期		第54期	
	項目	自	2023年7月20日	自	2024年7月23日
		至	2024年7月22日	至	2025年7月22日
1.	分配金の計算過程	計算期間末における収益より、諸経		計算期間末における収益より、諸経	
		費および信託報酬を控除した残額		費および信	託報酬を控除した残額
		1,542,110円(1万口当たり5.42円)		6,581,521円	3(1万口当たり23.95円)
		を分配金額	としております。	を分配金額	としております。

## (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項

	第53期	第54期	
項目	自 2023年7月20日	自 2024年7月23日	
	至 2024年7月22日	至 2025年7月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左	

		i		<b>有侧趾分拟古者(内国权具后</b>
2.	金融商品の内容及び当該金融商品	当ファンドが保有する金融商品の種	同左	
	に係るリスク	類は、有価証券、コール・ローン等		
		の金銭債権及び金銭債務でありま		
		す。当ファンドが保有する有価証券		
		の詳細は「附属明細表」に記載して		
		おります。これらは、市場リスク		
		(価格変動リスク、為替変動リス		
		ク、金利変動リスク)、信用リス		
		ク、及び流動性リスクを有しており		
		ます。		
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプラ	同左	
		イアンス・リスク管理担当部署が、		
		運用リスクを把握、管理し、その結		
		果に基づき運用担当部署へ対応の指		
		│ │ 示等を行うことにより、適切な管理		
		   を行います。運用評価委員会等はこ		
		┃ ┃ れらの運用リスク管理状況の報告を		
		│ │ 受け、総合的な見地から運用状況全		
		   般の管理を行います。		

# 2.金融商品の時価等に関する事項

項目		第53期	第54期
	<b>坦日</b>	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・ロー	
		ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		期間で決済されるため、帳簿価額は	
		時価と近似していることから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価の算定においては一	同左
	ついての補足説明	定の前提条件等を採用しているた	
		め、異なる前提条件等によった場	
		合、当該価額が異なることもありま	
		す。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	第53期	第54期
	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
種類	当期の	当期の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,643,316	9,454,415
合計	1,643,316	9,454,415

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報に関する注記)

	第53期	第54期
	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
1口当たり純資産額	1.0000円	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(10,000円)

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	公社債A号マザーファンド	2,626,240,778	2,734,967,146	
親投資信託受益証券	合計	2,626,240,778	2,734,967,146	
合計			2,734,967,146	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(単位:円)

	2025年7月22日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,953,194,568
国債証券	8,094,263,169
地方債証券	2,732,185,317
社債券	1,889,656,654
その他有価証券	7,994,785,054
現先取引勘定	2,999,280,000
未収利息	2,429,482
前払費用	944,009
流動資産合計	26,666,738,253
資産合計	26,666,738,253
負債の部	
流動負債	
未払金	1,098,843,863
流動負債合計	1,098,843,863
負債合計	1,098,843,863
純資産の部	
元本等	
元本	24,552,512,302
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,015,382,088
元本等合計	25,567,894,390
純資産合計	25,567,894,390
負債純資産合計	26,666,738,253

# 注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年7月23日	
	至 2025年7月22日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券	
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ	
	ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使	
	用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買	
	参考統計値(平均値)等で評価しております。	
	その他有価証券	
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ	
	ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使	
	用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買	
	参考統計値(平均値)等で評価しております。	

# (貸借対照表に関する注記)

	項目	2025年7月22日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	25,891,059,754円
	本額	
	同期中追加設定元本額	1,478,332,321円
	同期中一部解約元本額	2,816,879,773円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	公社債投信1月号	2,185,375,504円
	公社債投信 2 月号	1,853,936,801円
	公社債投信3月号	2,002,369,305円
	公社債投信4月号	1,532,570,831円
	公社債投信5月号	1,565,578,165円
	公社債投信6月号	2,375,908,878円
	公社債投信7月号	2,626,240,778円
	公社債投信 8 月号	1,984,686,159円
	公社債投信9月号	1,746,920,051円
	公社債投信10月号	1,658,299,448円
	公社債投信11月号	1,844,808,667円
	公社債投信12月号	3,175,817,715円
	計	24,552,512,302円
2 .	受益権の総数	24,552,512,302口
3.	その他有価証券の内訳	
	短期社債等	7,994,785,054円

# (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年7月23日	
	至 2025年7月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	

を行います。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

	項目	2025年7月22日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	2025年7月22日現在
種類	当期の
	損益に含まれた
	評価差額(円)
国債証券	5,787,971
地方債証券	1,823,600
社債券	510,994
その他有価証券	3,677,847
(短期社債等)	3,677,847
合計	11,800,412

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年4月20日から2025年7月22日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報に関する注記)

,
1 2025年7日22日租在
2023年7月22日現址

1口当たり純資産額	1.0414円
(1万口当たり純資産額)	(10,414円)

# 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

2025年7月22日現在

	2025年7月22日現在			
種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
1至天只	נזויםע	(円)	(円)	m <sup>·</sup> ウ
国債証券	1257回 国庫短期証券	1,000,000,000	999,669,080	
	1263回 国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,876,196	
	1270回 国庫短期証券	1,500,000,000	1,497,663,566	
	1305回 国庫短期証券	1,000,000,000	999,771,261	
	1309回 国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,083,550	
	1310回 国庫短期証券	600,000,000	599,642,991	
	1316回 国庫短期証券	500,000,000	499,556,525	
国債証券 合計		8,100,000,000	8,094,263,169	
地方債証券	751回 東京都公募公債	450,000,000	449,450,880	
	27年度7回 福岡県公募公債	1,100,000,000	1,099,031,379	
	27年度2回 堺市公募公債	800,000,000	799,443,320	
	27年度1回 新潟市公募公債 10年	85,000,000	84,929,850	
	5 4 回 横浜市公募公債 5 年	300,000,000	299,329,888	
地方債証券 合計		2,735,000,000	2,732,185,317	
社債券	79回 東日本高速道路社債	300,000,000	298,316,490	
	88回 中日本高速道路債券	500,000,000	497,644,960	
	19回 キリンホールディング ス社債	200,000,000	198,871,426	
	6回 サントリーホールディン グス社債	100,000,000	99,581,962	
	22回 三菱瓦斯化学社債	200,000,000	199,886,169	
	29回 京阪ホールディングス 社債	100,000,000	99,606,780	
	329回 北海道電力社債	496,000,000	495,748,867	
 社債券 合計		1,896,000,000	1,889,656,654	
その他有価証券	(短期社債等)			
	JERA CP 202507 25	1,000,000,000	999,958,824	
	アステラス製薬 CP 202 50829	1,000,000,000	999,376,194	
	ホンダファイナンス CP 2 0250912	1,000,000,000	999,241,863	
	伊藤忠商事 CP 20250 806	1,000,000,000	999,788,878	
	三井住友トラスト パナソニッ クファイナンス CP 202 51009	1,000,000,000	998,724,905	

有価証券報告書(内国投資<u>信</u>託受益証券)

	三菱UFJ証券HD CP 2 0250820	1,000,000,000	999,539,579	
	小松製作所 CP 20250 829	1,000,000,000	999,381,599	
	東銀リース CP 20250 929	1,000,000,000	998,773,212	
	(短期社債等) 合計	8,000,000,000	7,994,785,054	
その他有価証券 合言	†	8,000,000,000	7,994,785,054	
合計			20,710,890,194	

# 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

# 2025年7月31日現在

資産総額	2,961,024,418円
負債総額	3,617,794円
純資産総額( - )	2,957,406,624円
発行済数量	2,957,278,195□
1口当たり純資産額( / )	1.0000円

# (参考)

公社債A号マザーファンド

# 2025年7月31日現在

資産総額	25,662,728,296円
負債総額	13,710,000円
純資産総額( - )	25,649,018,296円
発行済数量	24,627,222,016□
1口当たり純資産額( / )	1.0415円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

# (3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
  - (1) 資本金の額(2025年7月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構(2025年7月31日現在)

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,591,323,913,596
追加型株式投資信託	756	18,016,616,437,025
単位型公社債投資信託	18	28,897,576,760
単位型株式投資信託	184	924,851,062,546
合計	984	20,561,688,989,927

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウエア	2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

(羊位.				
	第39期	第40期		
, <u>F</u> + - +	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)		
(負債の部)				
流動負債				
預り金	1,982	227		
リース債務	1	1		
未払金	8,970	8,823		
未払収益分配金	1	1		
未払償還金	0	0		
未払手数料	8,246	8,596		
その他未払金	721	225		
未払費用	8,616	9,265		
未払法人税等	3,676	4,277		
未払消費税等	1,497	1,606		
賞与引当金	1,927	2,198		
役員賞与引当金	52	60		
流動負債計	26,725	26,462		
固定負債				
リース債務	4	2		
退職給付引当金	2,719	2,715		
時効後支払損引当金	73	64		
固定負債計	2,796	2,781		
負債合計	29,521	29,244		
(純資産の部)				
株主資本				
資本金	2,000	2,000		
資本剰余金	19,552	19,552		
資本準備金	2,428	2,428		
その他資本剰余金	17,124	17,124		
利益剰余金	59,294	62,765		
利益準備金	123	123		
その他利益剰余金	59,170	62,642		
別途積立金	31,680	31,680		
繰越利益剰余金	27,490	30,962		
株主資本計	80,846	84,318		
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	0	0		
評価・換算差額等計	0	0		
純資産合計	80,846	84,318		
負債・純資産合計	110,368	113,562		

# (2)【損益計算書】

	第39期 (自 2023年4月1日		第40期 (自 2024年4月1日	
	至 2024年3月		至 2025年3	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240	00 170	313	04 000
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

	(早世・日月日					
	,	第39 (自 2023 <sup>年</sup>	·期 ∓4月1日	第40期 (自 2024年4月1日		
			₩3月31日)	至 2025年3月31日)		
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	1	899		1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			-	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19,712			21,312
特別利益						
固定資産売却益		-		2	6	
特別利益計			-			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1,362			31	
減損損失	3	231			-	
関係会社清算損		-			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18,111			21,247
法人税、住民税及び事業税			5,769			7,356
法人税等調整額			510			435
法人税等合計			5,258			6,920
当期純利益			12,852			14,326

# (3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
						その他和	その他利益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計		
当期首残高	0	0	79,034		
当期変動額					
剰余金の配当			11,040		
当期純利益			12,852		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0		
当期変動額合計	0	0	1,812		
当期末残高	0	0	80,846		

# 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
						その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換	算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	0	0	80,846	
当期変動額				
剰余金の配当			10,855	
当期純利益			14,326	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0	
当期変動額合計	0	0	3,471	
当期末残高	0	0	84,318	

# 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

## (損益計算書関係)

1.各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	-	
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

## 2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	-	6

# 3.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日	普通 株式	利益	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,200	257,000	2024年3月31日	2024平0月16日

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

· ,					
決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種類 株式	10,200	257,000	2024年3月31日	2024年0月16日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

# 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しておりま す。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じ て、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後 述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利 用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

# (2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リス クに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取 引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されておりま す。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することによ り、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うこと で管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定され た価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前 提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

# 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

# 第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託	31,340	31,340	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

#### 第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	40,201	-	-	-
(2)有価証券	0	-	-	-
(3)金銭の信託	31,340			
(4)未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第39期(2024年3月31日現在)

7300 %3 ( 2021   0730   11 76 12 )					
区分	時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	28,143	-	28,143	
その他有価証券	-	1	-	1	
資産計	-	28,145	-	28,145	

#### 第40期(2025年3月31日現在)

<u> </u>					
区分	時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)有価証券	-	0	-	0	
(2)金銭の信託	-	31,340	-	31,340	
(3)投資有価証券					
その他有価証券	-	0	-	0	
資産計	-	31,342	-	31,342	

## (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		( 17313 /
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

## 第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(百万円)
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		( [ [ ] ] ]
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		( -, -, -, -,
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

<sup>(</sup>注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

# (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

# 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

# (税効果会計関係)

# 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	<u>(2024年3月31日現在)</u>	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期		<u>第40期</u>	
	(2024年3月31日	<u> </u>	(2025年3月31日	<u> </u>
法定実効税率	30.62	%	30.62	%
(調整)				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44	%	0.64	%
税制非適格現物配当益金算入項目	-		3.56	%
税率変更による影響	-		0.18	%
その他	0.14	%	0.79	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04	%	32.57	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

#### (企業結合等関係)

## (取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結論	合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信		
事	<b>事業の内容</b>	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	32727.		

#### 2.企業結合日

2016年10月1日

#### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

<b>本社</b> 夕	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

# 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

#### (1)貸借対照表項目

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん47,640百万円43,829百万円顧客関連資産17,109百万円13,661百万円

#### (2) 損益計算書項目

. ,	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	が含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

#### (共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

## 1.取引の概要

(1)取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3)取引の総額

575百万円

(4)その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

<sup>(</sup>注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

# 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	の内		f F		取引の内容		科目	期末残高
属性	名称   	出資金	金 容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)	
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所 有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
他の	第一生命 ホール ディング ス株式会 社	千代田	3,443 億円	持株会社	(被所 有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2.配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

# (2)子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	<u> </u>										
	会社等の	住所	又は	の内	議決権等の所		係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会	株式会社 みずほ銀 行	1	14,040 億円	銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社	1	1,251 億円	証券 業	1	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の所 有(被		係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
属性	<b>口</b> 149		ЩЩ	は職業	所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係				( 日/111)
親会社の		東京都千代田区		銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,976
子会社	1	東京都 千代田 区		証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,306

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

## (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1) 受託会社

名称	株式会社りそな銀行
資本金の額	279,928百万円 (2025年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額	事業の内容
	(単位:百万円)	
いちよし証券株式会社( 1)	14,577	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
休式去社3日1証分		品取引業を営んでおります。
   岡安証券株式会社	650	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
新大垣証券株式会社(1)	175	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
  みずほ証券株式会社( 1)	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
の外は証分体以云位(一)		品取引業を営んでおります。
大山日ノ丸証券株式会社(	215	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
1)		品取引業を営んでおります。
西村証券株式会社(1)	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
   三木証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
二个业分休式会社 		品取引業を営んでおります。
三津井証券株式会社	558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
三豊証券株式会社	300	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。
山形證券株式会社	100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

# (注)資本金の額は2025年3月末日現在

(1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

## 2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は以下の業務を行います。
  - (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
  - (2)投資信託財産の計算

(3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

# 3【資本関係】

委託会社は、三津井証券株式会社の株式を5.7%保有しています。 持株比率5%以上を記載します。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

•	
提出年月日	提出書類
2024年10月22日	有価証券報告書
2025年4月22日	半期報告書
2025年6月4日	有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

# 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

アセットマネジメントOne株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信7月号の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信7月号の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。